

さいたま市教組情宣

さいたま市
教職員組合
(埼教組)

TEL 641-6763
FAX 648-3567

2001.9.14(金)

No. 8

さいたま市教組第一回代議員会議

◆ 日時 十月四日(木)六時十五分
◆ 場所 さいたま市民会館おおみや
(旧大宮市民会館)

《資料I》県教委通知（要約） 教員の研修の取り扱いについて（通知）

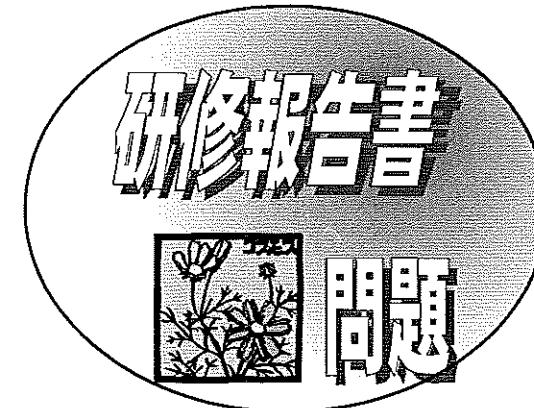
～冒頭 略～

つきましては、校長は研修の承認権者として、その内容について把握し、保護者や県民から問われた場合には説明する責任があることから、今後、下記の事項に留意し適正に処理されるようご配意願います。

記

- 1 校長は、研修終了後、実施内容等について、文書をもって報告させること。
- 2 校長は、研修の承認にあたっては、研修承認以外に、適宜、研修内容など承認に必要と判断される資料の提出を求めることができること。

“こんなことなら年休でいい…？” 自主的で自由な「研修」が保障されてこそ いきほと、豊かに、新鮮になれる！



夏休み直前に突如県
教委が「研修報告書
提出」の「通知」

県教委は、七月一日
付教育長名で、県立学校
長宛に「教員の研修の取
り扱いについて」とする
通知（以下「通知」）を
出しました。《資料I》

この「通知」は各教育
事務所長・市町村教育委
員会教育長宛にも出され
ています。

「研修」がどうづらい！

こうした中、いくつか
の市長村教委が、夏季休
業中の研修について「報
告書」を提出させるよう
学校長に指示したり、
「研修報告書」提出を
「研修承認」の条件とす
る旨を教職員に示してい
る学校長などの報告が寄
せられました。
もともと以前から長期
休業中の研修がとりづら
くなっているという報告
が寄せられていました。
県内のある学校では動静
表に「研修」
の欄がないと
いう事態も起
こっています。

こうした中、いくつか
の市長村教委が、夏季休
業中の研修について「報
告書」を提出させるよう
学校長に指示したり、
「研修報告書」提出を
「研修承認」の条件とす
る旨を教職員に示してい
る学校長などの報告が寄
せられました。
もともと以前から長期
休業中の研修がとりづら
くなっているという報告
が寄せられていました。
県内のある学校では動静
表に「研修」
の欄がないと
いう事態も起
こっています。

そもそも教員の研修の
目的は「自主的、自発的
に日常不斷に行われるも
の」であって、他律的に
課せられるものではありません。教育公務員特例
法にもとづく研修は職務
命令で行われるものではなく、教育の専門職である教員が自主的に行うもの

したがつて服務規程の中にも、「勤務場所を離
れて研修を行おうとするときは、別表第八による
研修承認願をもって、：
・その他の職員にあって
は校長に…願い出なけ
大事なことは、「研
修報告書」を出すこと
ではなく、豊かな研修
をして、指導や実践に
生かしていくことです。
各職場で、教職員の
中に合意を広げ「報告
書」の提出義務づけに
反対し、提出に対しても
原則的で柔軟な対応を
すすめていきましょう。

組合が交渉し、県教
委見解引き出す！

《資料II》が県教委
の見解です。
ればならない」と規定
されている以外、「報
告書の提出」を義務づ
ける根拠法令は存在しません。

「研修報告書」提出は義務づけられない！

【1】今年の夏休みの研修及び研修報告書のあり方は従来通りである。
【2】「報告書」の提出を義務づける根拠となる法令はない。

さいたま市教委との
確認事項

